

接骨院にかかるとき

座りっぱなしの状態が続き、腰痛が
つらいため、接骨院で施術を受けよう
と思います。健康保険は使えますか？



日常生活からくる腰痛では健康保険
は使えません。

外傷性が明らかな負傷のみ

健康保険が使えます。
健康保険が使える範
囲を確認しておきま
しょう。



健康保険が**使える**場合

外傷性が明かで、慢性的な状態に至っていない
もののみ。

- | | |
|-----------|----------|
| ●骨折 | ●捻挫 |
| ●ひび(不全骨折) | ●打撲 |
| ●脱臼 | ●肉離れ(挫傷) |

※骨折・ひび・脱臼は、緊急の場合をのぞき、あらかじめ
医師の同意を得る必要があります。

※内科的原因による疾患は含まれません。

健康保険が**使えない**場合

以下の場合、全額自己負担となります。

- 日常生活からくる疲労や肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- 椎間板ヘルニアやリウマチ、神経痛、五十肩、
関節炎などの疾病
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 過去の交通事故等による後遺症
- 勤務中、通勤途中の負傷（労災保険対象）

など

接骨院にかかるときは…

施術前に 負傷原因を 正しく伝える

いつ、何をしていたと
きに負傷したかを柔道
整復師に正確に伝えま
しょう。

内容をよく確認して から署名をする

「療養費支給申請書」に記載されている
負傷原因・負傷名・日数・金額等をよく
確認してから署名してください。白紙の
申請書への記入は不適切な請求の原因と
なりますので、必ず断りましょう。

領収書は大切に 保管する

領収書は必ず受け取り、大切
に保管しましょう。医療費控
除を受ける際などに必要にな
る場合があります。

健保組合から施術内容等を確認させていただく場合があります

健保組合では、健康保険を使って接骨院の施術を受けた方に、
後日、施術日や施術内容、負傷原因等を確認させていただく場合があります。
みなさまの保険料を適切に使用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。